

国民健康保険に加入している皆さんへ 4月1日から保険証が新しくなります

4月からの保険証を、3月末日までに郵送しますので、保険証が届きましたら記載内容を確認してください。

4月1日(火)からは、新しい保険証を医療機関の窓口で提出してください。

なお、現在の保険証の有効期限は3月31日(月)ですので、4月1日以降は自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所または各地区公民館に返してください。



☎ 国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成21年3月31日	記号 土浦 番号 123456
氏名 富士塚 太郎	生年月日 昭和15年11月3日	性別 男
資格取得年月日 平成12年11月4日	世帯主氏名 富士塚 太郎	住所 茨城県土浦市富士塚一丁目1番1号
交付年月日 平成20年4月1日	保険者の所在地 茨城県土浦市下高津一丁目20番35号	保険者番号 080036
保険者の名称 土浦市	一部負担金の割合 ※裏面参照	

この色は、一般が「赤色」、退職者は「緑色」です。

□次の方は手続きが必要です！

対象者	持参するもの	
職場の健康保険に加入している方で、国保脱退の手続きが済んでいない方	職場の保険証	はんこ
職場の保険の資格を喪失している方、国保未加入の方 ※支所・出張所での即日交付はできません	退職・離職証明書、資格喪失証明書 ※身分証明書が必要です	
市外に居住している学生で、市の保険証の交付を受ける方 ※支所・出張所では手続きできません	在学(所在地)証明書 ※毎年申請が必要です	

※国民健康保険の加入・脱退は自動的には行われませんので必ず手続きをしてください

外国籍で在留資格期限の更新のない方は、国民健康保険の加入資格を失いますので、ご注意ください(外国籍の方と同一世帯の国保の有効期限は、在留期限の最も短い方に合わせることでなっています)。

□4月から国民健康保険の制度が一部変わります！

- 4月から退職者医療制度の対象が65歳未満の方となります。これまで65歳以上の方で退職者被保険者証(緑色)の方は、4月以降は一般(赤色)の保険証になります(自己負担割合に変更はありません)。
- 4月から世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の場合、国民健康保険税が世帯主の年金から天引き(特別徴収)されます。天引き開始が4月15日支払い分の年金からとなるため、特別徴収開始のお知らせを4月上旬頃郵送します。



4月からの保険証は普通郵便で送付しますが、ご希望により配達記録郵便または窓口送付を選択することができます。(3月発送時まで随時受付)

- 配達記録郵便… 210円分の切手を国保年金課国保賦課係まで郵送または直接
- 窓口交付… 事前に電話で。保険証発送時期に身分証明書とはんこを持参

所得の申告が必要です

平成19年中の所得が、20年度の国民健康保険税や介護保険料を算定する基礎となります。

また、19年中に所得が無かった方も申告をしないと税額などが変わってきますので、必ず申告をしてください。

ただし、給与所得の方、年金所得の方、すでに申告をされた方は必要ありません。



☎ 課税課 (☎826-1111 内線2232)

国民健康保険の未納がある方は市役所で相談してください！

市では、国民健康保険税の公平な負担をお願いするため、未納がある方は相談のうえ、新しい保険証を交付しています。分割納付もできますので必ず納税相談を受けてください。

なお、特別な事情がないのに未納のままにしておくと、状況に応じて差し押さえなどの滞納処分となることがありますのでご注意ください。

☎ 納税課 (☎826-1111 内線2333、2348)